



**8月1日から
小竹町介護予防
ひまわりポイント事業
はじまります！**

☆小竹町介護予防ひまわりポイント事業とは？

受入機関として登録されている介護保険適用施設や自治会などでボランティア活動に参加したり、町が実施する健康診査等を受診した際にポイントが付与され、20ポイント集めると2,000円のクオカードと交換できます。

☆事業の目的は？

ボランティア活動や健康診査に参加することによる、健康維持、生きがいづくり、介護予防を目的としています。

☆対象者

小竹町に住民登録をしている65歳（登録時の年齢）以上の人。

☆参加からポイントを交換するまでの流れ

【参加申込み手続き】

小竹町役場福祉課高齢者福祉係に『小竹町介護予防ひまわりポイント事業参加登録申請書』を提出してください。受入機関一覧表とポイントカードを交付します。※印鑑をお持ちください。

【ポイント事業に参加】

① ボランティア活動ポイント

・受入機関として登録されている介護保険適用施設、学校施設、自治会等でのボランティア活動。

※各施設、団体の担当者からスタンプを押印してもらってください。

②健康ポイント

- ・町が実施する特定健康診査、基本健康診査、がん検診を受診したら1ポイント。
- ・健康診査等は複数受診しても、年度内に1ポイント限り。

※健(検)診結果表を小竹町役場福祉課高齢者福祉係に持ってきてください。

確認後、スタンプを押印します。ポイント交換時でも結構です。

【20ポイント達成！】

20ポイント集まると2,000円のクオカードと交換できます。

小竹町役場福祉課高齢者福祉係に『小竹町介護予防ひまわりポイント交換申請書』を提出してください。

◎持ってくるもの

- ・ポイントカード
- ・印鑑
- ・身分証明書（運転免許証や保険証など）
- ・健康ポイントの場合は健(検)診結果表（交換年度の分、コピーでも可）

※ポイントの交換は、年度内で1回限りとなります。

☆ポイント事業のルールについて

- (1) 活動を行った本人にポイントがつきます。
- (2) 活動ポイントは、1回の参加につき1ポイント。(1日に2ポイントまで)
- (3) 複数人でのポイントの合算はできません。
- (4) ポイントカードは他の人に貸したり借ったりできません。
- (5) ポイントカードを紛失した場合は、台紙のみ再発行します。
ただし、参加した事業に実績が残っている場合はポイントも再発行します。
- (6) ポイントカードの有効期限はありません。
- (7) 虚偽の申し込み、その他の不正な行為があった場合は、ひまわりポイントを取り消します。



いつまでも自分らしく、生き生きとした毎日を過ごすための健康維持・向上のためにも、ぜひご参加ください！

※ボランティアを受入れていただく施設、事業所等も随時募集しています！

※詳しい内容については登録申請時にご説明いたします。

【申込み・問合せ先】

小竹町役場福祉課 高齢者福祉係
小竹町地域包括支援センター

TEL 2-1219